

目 次

第2版はしがき
 はしがき
 凡 例
 執筆者紹介

第Ⅰ部 刑法の基礎理論

第1章 刑法の意義と機能	3
1 刑法の意義	3
1 刑法の定義 (3) 2 刑法と民法の区別——刑罰の意義の強調 (5)	3
3 刑事法における区分 (6)	
2 刑法の諸原理と機能	6
1 刑法の諸原理 (6) 2 刑法の諸機能 (11)	
3 犯罪と刑罰の基礎理論	13
1 刑罰の内容 (13) 2 刑罰の国家的正当化根拠 (14)	
第2章 罪刑法定主義・刑法の適用範囲	18
1 罪刑法定主義	18
1 歴史・沿革 (18) 2 現行法における罪刑法定主義 (19)	
2 刑法の適用範囲	25
1 刑法の場所的適用範囲 (25) 2 刑法の時間的適用範囲 (29)	
3 刑法の人的適用範囲 (30)	

第Ⅱ部 犯罪論

第3章 犯罪論の体系 33

- 1 犯罪の概念 33
 - 1 「犯罪」の意義 (33)
 - 2 犯罪の構成要素と阻却事由 (35)
- 2 犯罪論の体系 36
 - 1 犯罪論の体系 (36)
 - 2 構成要件該当性・違法性・責任 (37)
 - 3 本書の構成と故意・過失の位置づけ (40)

第4章 犯罪成立の積極的要件 41

- 1 構成要件の意義・機能・要素 41
 - 1 構成要件の意義と機能 (41)
 - 2 構成要件の要素 (44)
 - 3 客観的処罰条件と一身の刑罰阻却事由 (46)
- 2 結 果 47
- 3 行 為 49
 - 1 行為論 (49)
 - 2 不作為 (50)
- 4 因果関係と客観的帰属 61
 - 1 「因果関係」の意義 (61)
 - 2 条件関係の判断 (63)
 - 3 条件説とその問題点 (71)
 - 4 相当因果関係説 (75)
 - 5 相当因果関係説と判例 (80)
 - 6 客観的帰属論 (83)
- 5 故 意 85
 - 1 故意の意義と本質 (85)
 - 2 体系的位置づけ (86)
 - 3 故意の種類 (88)
 - 4 故意の内容 (93)
 - 5 錯 誤 (100)
 - 6 事実の錯誤①——総説 (102)
 - 7 事実の錯誤②——客体の錯誤 (104)
 - 8 事実の錯誤③——方法の錯誤 (108)
 - 9 事実の錯誤④——因果関係の錯誤 (111)
 - 10 違法性の錯誤 (117)
- 6 過 失 124
 - 1 過失処罰の意味 (124)
 - 2 「新」過失論と「旧」過失論 (126)
 - 3 過失犯の成立要件 (129)
 - 4 管理・監督過失 (134)
 - 5 業務上過失, 重過失, 過失運転 (136)

第5章 犯罪の成立を妨げる事由	139
1 総説	139
1 違法性阻却と責任阻却 (139)	
2 違法性阻却事由, 責任阻却事由, 可罰的違法性阻却事由 (141)	
2 違法性の基礎	143
1 違法論の意義 (143)	
2 違法性とは何か①——主観的違法論と客観的違法論 (144)	
3 違法性とは何か②——規範違反説と法益侵害説 (145)	
4 違法性とは何か③——行為無価値と結果無価値 (146)	
5 主観的違法要素 (148)	
6 違法性阻却の一般原理 (150)	
7 法秩序の統一性 (151)	
8 可罰的違法性 (153)	
3 正当行為	155
1 総説 (155)	
2 法令行為 (156)	
3 正当業務行為 (157)	
4 その他の正当行為 (159)	
4 正当防衛	160
1 総説 (160)	
2 防衛状況 (161)	
3 防衛行為 (163)	
4 過剰防衛 (168)	
5 誤想防衛 (169)	
6 誤想過剰防衛 (171)	
5 緊急避難	173
1 総説 (173)	
2 緊急状況 (178)	
3 避難行為 (178)	
4 過剰避難・誤想避難・誤想過剰避難 (181)	
5 特別義務者 (183)	
6 義務衝突 (183)	
7 自救行為 (184)	
6 被害者の承諾	185
1 被害者の承諾の意義と体系的地位 (185)	
2 被害者の承諾の犯罪阻却根拠 (187)	
3 被害者による承諾の表示と行為者による承諾の認識 (190)	
4 承諾の対象と心理的内容——危険引受けとの関連 (192)	
5 錯誤に基づく承諾の有効性 (193)	
6 推定的承諾 (195)	
7 責任論の基礎	196
1 責任論の意味 (196)	
2 責任の本質 (199)	
3 責任非難の対象と期待可能性 (203)	
4 責任能力 (206)	
8 原因において自由な行為	208
1 問題の所在 (208)	
2 学説による解決 (210)	
3 判例の概況 (212)	

第6章 刑罰を拡張する事由	214
1 刑罰拡張事由としての未遂犯・共犯	214
2 未遂犯の基礎	215
1 未完成犯罪の種類と未遂犯の意義 (215)	2 未遂の本質論 (216)
3 実行の着手	218
1 「実行の着手」概念の意義 (218)	2 実行の着手に関する学説状況 (218)
3 離隔犯・間接正犯における実行の着手 (221)	
4 不能犯	222
1 不能犯の定義 (222)	2 不能犯に関する学説・判例状況 (223)
5 中止犯	227
1 中止犯の定義と従来の議論状況 (227)	2 刑の減免の根拠論 (228)
3 中止犯の体系的位置づけ論——法的性格論 (231)	
4 中止犯の要件①——任意性 (「自己の意思により」) (233)	5 中止犯の要件②——中止行為 (「中止した」) (237)
6 中止犯の特殊事例①——共犯の中止 (238)	7 中止犯の特殊事例②——予備罪の中止 (240)
6 共犯の基礎	241
1 総説 (241)	2 正犯と共犯 (243)
3 共犯の従属性 (246)	4 共犯の処罰根拠 (250)
5 間接正犯 (251)	
7 共同正犯	253
1 総説 (253)	2 共同正犯の成立要件 (256)
8 教唆犯	260
1 教唆犯の意義と成立要件 (260)	2 教唆・幫助の教唆 (261)
9 従犯 (幫助犯)	261
1 従犯 (幫助犯) の意義と成立要件 (261)	2 教唆・幫助の幫助 (263)
10 共犯の諸問題	263
1 共犯と身分 (263)	2 承継的共犯 (268)
3 共犯からの離脱 (271)	4 共犯と錯誤 (273)
5 共犯と違法性阻却事由 (275)	6 片面的共犯 (276)
7 過失と共犯 (277)	8 不作為と共犯 (279)

第7章 罪 数	282
1 「罪数」とは？	282
1 罪数論の概要 (282) 2 成立上の一罪 (282) 3 科刑上一罪 (283)	
2 成立上の一罪	284
1 法条競合 (284) 2 不可罰的（または共罰的）事前・事後行為 (285) 3 包括一罪 (286)	
3 科刑上一罪	287
1 科刑上一罪の種類 (287) 2 観念的競合 (287) 3 牽連犯 (289)	
4 併合罪	290
5 一罪の訴訟法上の効果	291

第Ⅲ部 刑 罰 論

第8章 刑罰の種類と内容	295
1 刑罰の種類	295
2 現行刑法における刑罰の内容	296
第9章 刑罰の適用	298
1 刑の量定	298
2 執行猶予	298
刑法の学習の指針	300
参考文献案内	307
判例索引	310
事項索引	315

🍷 Topic 目次

2-1 猿払事件(21) 3-1 違法性と責任を区別する意味(39) 4-1 原因説(74) 4-2 認容説の意味(91) 4-3 明文のない過失処罰(125)
 4-4 過失犯の共同正犯(135) 5-1 「無価値」の意味(147) 5-2 社会的相当性の体系的な位置づけ(150) 5-3 「かたい違法一元論」と「やわらかい違法一元論」(152) 5-4 自己決定権と安楽死・尊厳死(158)
 5-5 民法上の正当防衛・緊急避難(175) 5-6 治療行為(189) 5-7 結果的加重犯と責任主義(198) 5-8 法的責任論(200) 5-9 常習犯人と人格責任論(201) 6-1 不能犯の判断基準との重なり合いと実行の着手基準の一般化の困難さ(220) 6-2 違法・責任減少(消滅)説の問題点(232) 6-3 中止犯の真摯性(236) 6-4 実務の現状(242)

▶▶▶ Further Lesson 目次

1-1 死刑存廃論(13) 1-2 懲役刑の正当化根拠(16) 3-1 行為の定義(34) 4-1 多数説の問題点(43) 4-2 法人処罰(44) 4-3 保障人的地位に基づく義務の区別と不作為による共犯(60) 4-4 遅すぎた結果実現(116) 4-5 早すぎた結果実現(118) 4-6 「危惧感説」(128)
 4-7 「段階的過失論」(137) 5-1 対物防衛をめぐる(144) 5-2 可罰的違法性の体系上の地位と否定説(154) 5-3 防衛行為と第三者(167)
 5-4 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律(170) 5-5 典型的な誤想防衛との均衡論(172) 5-6 防衛的緊急避難論(176) 5-7 正当防衛類似状況(予防防衛)(177) 5-8 強制による行為(強要緊急避難論)(180)
 5-9 行為者の同一性についての錯誤(194) 6-1 法律説の由来(234) 6-2 「予備罪の中止」における優遇措置の立法化(240) 6-3 正犯と狭義の共犯の相互関係(244) 6-4 立法者意思説と実質説(245) 6-5 予備罪の共犯(247) 6-6 制限従属形式が支持される理由(248) 6-7 狭義の共犯の処罰根拠(252) 6-8 日常取引と共犯(中立的行為による幫助)(262) 6-9 業務上横領罪の共犯(268) 6-10 事後強盗罪の共犯(269) 6-11 自手犯の場合(278) 6-12 故意正犯の背後の過失正犯(280) 6-13 通説の問題点(280) 7-1 「混合的包括一罪」(288)
 7-2 刑法47条による刑加重の意味(290) 7-3 「かすがい作用」(291)